

1. 目的

動物の飼育者が自身の管理能力を超えた多数の動物を飼育し、適切な飼育管理ができないことにより、動物の状態や周辺環境の不全のみならず、飼育者の生活状況に影響が生じている場合には、動物福祉の観点だけでなく、飼育者やその同居家族等に対する福祉の観点からも行政の介入が必要となる。

このような状態の改善には、動物の飼育頭数低減が不可欠であるが、飼育者が動物に執着する場合や家庭環境、経済的困窮により引取り手数料等を負担できないなどの事情により対策が進まない場合も多くみられる。このことから、本事業では不妊去勢手術により動物の繁殖を防ぎ、事態のさらなる深刻化を抑止しつつ、飼育者への心理的サポートを通じて課題を解消していくことで最終的に頭数削減と生活環境改善につなげることを目的とする。

2. 業務の履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務の内容

多数の動物の飼育により飼育環境や生活環境の悪化等を招いている事案について、飼育者との関係構築や飼育者への心理的サポートを通じて、飼育者の生活環境等の改善にむけた業務を行うものとし、具体的な業務内容は以下のとおりとする。

①訪問カウンセリング

多頭動物飼育者に対し、1回あたり1時間程度、飼育場所など発注者の指定する場所にて心理カウンセリングを実施する。

②コンサルティング

大阪府動物愛護管理センター職員に対し、1回あたり1時間程度、コンサルティングを実施する。なお、コンサルティング及び訪問カウンセリングの日程、回数及び時間数については、事案ごとに随時調整する

4. 業務実施上の留意点

業務の実施にあたっては、以下の内容に留意し、適正に業務を遂行すること。

(1) 運営体制

受注者は、受託業務を円滑に運営するため、契約締結後、速やかに受託業務における業務責任者を指定すること。

(2) 受託業務の再委託

受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、受託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、受託業務の実施にあたり、受注者自身及び当該従事者が個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令等及び契約書別記「特記仕様書 II 個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置及び体制を講じること。